

令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(農林水産省3-⑨)

<p>政策分野名 【施策名】</p>	<p>需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化</p>	<p>担当部局名</p>	<p>農産局(畜産局) 【農産局総務課／穀物課／園芸作物課／果樹・茶グループ／企画課／技術普及課／農業環境対策課／畜産局総務課／企画課／畜産振興課／飼料課／牛乳乳製品課／食肉鶏卵課】</p>
<p>政策の概要 【施策の概要】</p>	<p>肉用牛・酪農の生産拡大など畜産の競争力強化、新たな需要に応える園芸作物等の生産体制の強化、米政策改革の着実な推進と水田における高収益作物への転換、農業生産工程管理の推進と効果的な農作業安全対策の展開、良質かつ低廉な農業資材の供給や農産物の生産・流通・加工の合理化</p>	<p>政策評価体系上の位置付け</p>	<p>農業の持続的な発展</p>
<p>政策に関する内閣の重要政策</p>	<p>・食料・農業・農村基本計画(令和2年3月31日)(第3の2(6))</p>	<p>政策評価実施予定時期</p>	<p>令和6年8月</p>

施策(1)	肉用牛・酪農の生産拡大など畜産の競争力強化										
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	畜産の競争力強化に向けて生産基盤の強化、生産基盤強化を支える環境整備を推進する。										
目標① 【達成すべき目標】	牛肉・牛乳乳製品など畜産物の国内需要の増加への対応、国産畜産物の生産・流通の円滑化、国産飼料の生産・利用を推進										
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由 (及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
		基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		
ア 生乳の生産量	728万トン	30年度	780万トン	12年度	737万 トン	741万 トン	745万 トン	750万 トン	754万 トン	F↑－差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(6)①の「牛肉・牛乳乳製品などの畜産物の国内需要の増加への対応」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 基本計画に掲げる生産努力目標の生乳生産量780万トンを設定。目標年度及び目標値は食料・農業・農村基本計画に定められているが、年度ごとの目標値は定められていない。 このため、年度ごとの目標値の欄は、基準値と目標値を直線で結んだ年度ごとの目安値を便宜的に記載。
					743万 トン	765万 トン					
	把握の方法	出典：「牛乳乳製品統計」（生乳生産量）（農林水産省統計部） 作成時期：調査年度の翌年度4月頃（速報値） 算出方法：上記統計の生乳生産量（全国）から記載									
達成度合いの判定方法	達成度合（％）＝（当該年度実績値－基準値）／（当該年度目標値－基準値）×100 A' ランク：150％超、Aランク：90％以上150％以下、Bランク：50％以上90％未満、Cランク：50％未満										

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由 (及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
	基準 年度	基準 年度	目標 年度	目標 年度	年度ごとの実績値						
					2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		
イ 牛肉の生産量	33万トン	30年度	40万トン	12年度	34万トン	35万トン	35万トン	36万トン	37万トン	F↑－差	<p>【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(6)①の「牛肉・牛乳乳製品などの畜産物の国内需要の増加への対応」に該当するアウトカム指標として設定。</p> <p>【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 基本計画に掲げる生産努力目標の牛肉40万トンを設定。 目標年度及び目標値は食料・農業・農村基本計画に定められているが、年度ごとの目標値は定められていない。 このため、年度ごとの目標値の欄は、基準値と目標値を直線で結んだ年度ごとの目安値を便宜的に記載。</p>
					34万トン	34万トン					
	把握の方法	<p>出典：「食肉流通統計」（部分肉生産量）（農林水産省統計部） 作成時期：調査年度の翌年度8月頃 算出方法：上記統計の生産量から記載（部分肉ベース）</p>									
達成度合いの 判定方法	<p>達成度合（％）＝（当該年度実績値－基準値）／（当該年度目標値－基準値）×100 A' ランク：150％超、Aランク：90％以上150％以下、Bランク：50％以上90％未満、Cランク：50％未満</p>										

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由 (及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
					年度ごとの実績値						
	基準 年度	目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度				
ウ 豚肉の生産量	90万トン	30年度	92万トン	12年度	90万トン	91万トン	91万トン	91万トン	91万トン	F ↑ 一差	<p>【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(6)①の「牛肉・牛乳乳製品などの畜産物の国内需要の増加への対応」に該当するアウトカム指標として設定。</p> <p>【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 基本計画に掲げる生産努力目標の豚肉92万トンを設定。 目標年度及び目標値は食料・農業・農村基本計画に定められているが、年度ごとの目標値は定められていない。 このため、年度ごとの目標値の欄は、基準値と目標値を直線で結んだ年度ごとの目安値を便宜的に記載。</p>
					92万トン	92万トン					
	把握の方法	出典：「食肉流通統計」（部分肉生産量）（農林水産省統計部） 作成時期：調査年度の翌年度8月頃 算出方法：上記統計の生産量から記載（部分肉ベース）									
達成度合いの 判定方法	$\text{達成度合}(\%) = (\text{当該年度実績値} - \text{基準値}) / (\text{当該年度目標値} - \text{基準値}) \times 100$ A' ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満 ※達成度合は、当該年度実績値及び基準値について、小数点第1位の値（小数点第2位を四捨五入）を用いて算出										

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由 (及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
					年度ごとの実績値						
	基準 年度	目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度				
エ 鶏肉の生産量	160万トン	30年度	170万トン	12年度	162万 トン	163万 トン	164万 トン	165万 トン	166万 トン	F↑－差	<p>【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(6)①の「牛肉・牛乳乳製品などの畜産物の国内需要の増加への対応」に該当するアウトカム指標として設定。</p> <p>【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 基本計画に掲げる生産努力目標の鶏肉170万トンを設定。 目標年度及び目標値は食料・農業・農村基本計画に定められているが、年度ごとの目標値は定められていない。 このため、年度ごとの目標値の欄は、基準値と目標値を直線で結んだ年度ごとの目安値を便宜的に記載。</p>
					165万 トン	169万 トン					
	把握の方法	出典：「食肉の需給動向」（鶏肉需給の推移）（独立行政法人農畜産業振興機構） 作成時期：調査年度の翌年度7月頃 算出方法：上記調査の鶏肉需給の推移から記載									
達成度合いの 判定方法	$\text{達成度合}(\%) = (\text{当該年度実績値} - \text{基準値}) / (\text{当該年度目標値} - \text{基準値}) \times 100$ A' ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満										

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由 (及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
					年度ごとの実績値						
	基準 年度	目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度				
オ 鶏卵価格の安定化	±27.5%	16-21年 度の変動 幅を基に 算出	±25%以内	毎年度	±25% 以内	±25% 以内	±25% 以内	±25% 以内	±25% 以内	O＝－他	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(6)①の「牛肉・牛乳乳製品などの畜産物の国内需要の増加への対応」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 過去の1エッグサイクル(6年)における変動幅の実績(平成16-21年度までの各年度の鶏卵の卸売価格の変動幅の平均:±27.5%)を踏まえ、年度ごとの目標値を±25%以内に設定。
					±13.7%	±15.1%					
	把握の方法	出典：J A全農調べ 作成時期：調査年度の翌年度6月頃 算出方法：「たまご東京M相場」（卸売価格）									
達成度合いの判定方法	A（おおむね有効）：±25%以内、B（有効性の向上が必要である）：±25%超±27.5%以下、C（有効性に問題がある）：±27.5%超										

目標② 【達成すべき目標】		国産飼料の生産・利用を推進									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由 (及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
		基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		
ア 飼料作物の生産量	350万 TDNトン	30年度	519万 TDNトン	12年度	378万 TDNトン	392万 TDNトン	406万 TDNトン	420万 TDNトン	435万 TDNトン	F↑一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(6)①の「国産飼料の生産・利用を推進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 基本計画に掲げる生産努力目標の飼料作物519万TDNトンを設定。目標年度及び目標値は食料・農業・農村基本計画に定められているが、年度ごとの目標値は定められていない。 このため、年度ごとの目標値の欄は、基準値と目標値を直線で結んだ年度ごとの目安値を便宜的に記載。
					332万 TDNトン	9月把握 予定					
	把握の方法	出典：作物統計、農林水産省畜産局調べ 作成時期：調査年度の翌年度8月頃 算出方法：作物統計の作付面積と単収等より算出。									
達成度合いの 判定方法	(当該年度の実績値/当該年度の目標値) × 100 A' ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満										

施策(2)	新たな需要に応える園芸作物等の生産体制の強化										
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	新たな需要に応える園芸作物等の生産体制の強化に向けて、野菜、果樹、花き、茶及び薬用作物等の取組を推進する。										
目標① 【達成すべき目標】	加工・業務用野菜の生産体制の強化、豊作時の価格低落や不作時の価格高騰の防止・緩和										
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由 (及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
		基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		
ア 指定野菜(ばれい しょを除く)における 加工・業務用野菜の 出荷量	98万トン	29年度	145万トン	12年度	103万 トン	107万 トン	112万 トン	117万 トン	122万 トン	F ↑ - 差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(6)③の「加工・業務用野菜の国産シェアの奪還」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 現在、増加している国産野菜の加工・業務用需要について、今後も増加が見込まれると見込み、過去10年の増加率の2倍のペースと見通して5割増として目標値を設定。 ※施策(3)の水田の高収益作物等への転換の指標としても使用
	把握の方法	出典：「野菜生産出荷統計」（加工向け及び業務用の出荷量）（農林水産省統計部） 作成時期：調査年度の翌年度12月末頃 算出方法：上記統計の品目毎の用途別出荷量から加工向、業務用向を集計し算出 ※ 年度ごとの実績値と目標値は、前年度の値を把握し記入。									
	達成度合いの 判定方法	達成度合 (%) = (当該年度実績値 - 基準値) / (当該年度目標値 - 基準値) × 100 A' ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満									

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由 (及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
					年度ごとの実績値						
	基準 年度	目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度				
イ 野菜の取引価格の 安定化	56%	28年	68%	7年	63%	64%	65%	66%	67%	F ↑ 一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(6)②の「豊作時の価格低落や不作時の価格高騰を防止・緩和」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 野菜の取引価格の安定化(±20%以内の変動幅)に収まる期間の年間割合を過去の割合から算出。
					60%	54%					
	把握の方法		出典：東京都中央卸売市場調べ 作成時期：調査年の翌年3月頃 算出方法：指定野菜14品目の旬別市場価格が概ね平年並みである平年比±20%以内の変動幅に収まる期間の割合								
達成度合いの 判定方法		(当該年の実績値/当該年の目標値) × 100 A' ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満									

目標② 【達成すべき目標】		省力樹形や優良品目・品種の導入推進等を通じた、産地の生産基盤の強化による果実の生産量の拡大									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由 (及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
		基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		
ア 果実の生産量	283万トン	30年度	308万トン	12年度	287万 トン	289万 トン	291万 トン	293万 トン	295万 トン	F↑一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(6)②の「高品質な国産果実への国内需要や輸出拡大に対応」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 基本計画に掲げる果実の生産努力目標308万トンを設定。 目標年度及び目標値は食料・農業・農村基本計画に定められているが、年度ごとの目標値は定められていない。 このため、年度ごとの目標値の欄は、基準値と目標値を直線で結んだ年度ごとの目安値を便宜的に記載。
					269万 トン	8～9月 把握予 定					
	把握の方法	出典：「食料需給表」（農林水産省） 作成時期：調査年度の翌年度8月頃 算出方法：食料需給表の国内生産量の果実の項目から記載									
達成度合いの 判定方法	達成度合（％）＝（当該年度の実績値／当該年度の目標値）×100 A' ランク：150％超、Aランク：90％以上150％以下、Bランク：50％以上90％未満、Cランク：50％未満										

目標③ 【達成すべき目標】		国内需要への安定供給及び国内シェアの回復									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由 (及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
	基準 年度	目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度				
ア 花きの産出額	3,687億円	29年	4,500億円	12年	3,567 億円	3,745 億円	3,829 億円	3,913 億円	3,997 億円	F↑一他	<p>【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(6)②の「国内需要への安定供給及び国内シェアの回復」に該当するアウトカム指標として設定。</p> <p>【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 国、地方公共団体、事業者、大学等の研究機関等が相互に連携を図りながら、花きの生産者の経営の安定、花きの加工及び流通の高度化、花きの輸出促進、公共施設及びまちづくりにおける花きの活用等を通じ施策の効果が発揮されることを前提として、令和12年に4,500億円と設定。 目標年度及び目標値は花きの振興に関する法律に基づく基本方針に定められているが、年度ごとの目標値は定められていないため、2年度は直近年度(平成30年度)の水準、3年度は2年度の補正事業の効果等により5%増を見込むとともに、4年度以降は目標値を直線で結んだ目安値を便宜的に記載。</p>
					3,563 億円	3,484 億円					
把握の方法	<p>出典：「生産農業所得統計」（農林水産省統計部）及び「花木等生産状況調査」（花きの産出額）（農林水産省統計部） 作成時期：調査年の翌々年8月頃 算出方法：生産農業所得統計のうち年次別農業総産出額の切り花類、鉢物類、花き苗類、球根類の産出額と花木等生産状況調査の花木類、芝、地被植物類の出荷額を合算し算出 ※ 年ごとの実績値と目標値は、前々年の値。</p>										
達成度合いの 判定方法	<p>達成度合 (%) = [当該年実績値 - {基準値 - (年平均減少額 × 基準値以降の経過年数)}] / [当該年目標値 - {基準値 - (年平均減少額 × 基準値以降の経過年数)}] × 100 A' ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満</p>										

目標④ 【達成すべき目標】		茶の更なる輸出拡大、薬用作物の産地の育成									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由 (及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
	基準 年度	目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度				
ア 茶の輸出額	153億円	30年	312億円	7年	170億円	195億円	220億円	250億円	280億円	F↑一差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(6)②の、「茶の更なる輸出拡大」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 令和2年4月3日に開かれた農林水産物・食品輸出本部会合において、新たな輸出額の目標について、2030年に750億円の達成を目指すこととし、中間目標として、2025年に312億円の達成を目指していくとされたことから、これを目標値として設定。 年ごとの目標値については、最近の輸出動向等を踏まえ、毎年25～30億円程度増加すると設定。
					162億円	204億円					
	把握の方法		出典：「貿易統計」(緑茶) (HSコード：090210100、090210900、090220100及び090220900) (財務省) 作成時期：調査年の翌年2月頃 算出方法：上記統計のHSコードの輸出額(年内累計金額)を合算し算出								
達成度合いの判定方法		$\text{達成度合}(\%) = (\text{当該年実績値} - \text{基準値}) / (\text{当該年目標値} - \text{基準値}) \times 100$ A' ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満									

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由 (及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
	基準 年度	基準 年度	目標 年度	目標 年度	年度ごとの実績値						
					2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		
イ 薬用作物の栽培面積	550ha	30年	630ha	7年	573ha	584ha	596ha	607ha	618ha	F↑－差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(6)②の「薬用作物について、産地の育成」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 栽培面積の過去のすう勢及び今後の事業効果を踏まえ基準値を平成30年の550haから令和7年の630haに増大することとし、年ごとの目標値は、すう勢値を設定。
					523ha	494ha					
	把握の方法	出典：「地域特産作物（工芸作物、薬用作物及び和紙原料等）に関する資料」（公益財団法人日本特産農産物協会） 作成時期：調査年の翌々年3月頃 算定方法：上記資料から薬用作物の品目を集計し算出 ※ 年度ごとの実績値と目標値は、前年の値。									
達成度合いの判定方法	達成度合（％）＝（当該年実績値－基準値）／（当該年目標値－基準値）×100 A' ランク：150％超、Aランク：90％以上150％以下、Bランク：50％以上90％未満、Cランク：50％未満										

施策(3)		米政策改革の着実な推進と水田における高収益作物等への転換									
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】		米政策改革の着実な推進と水田における高収益作物等への転換に向けて、消費者・実需者の需要に応じた多様な米の安定供給、麦・大豆の需要に応じた生産、野菜等(高収益作物)への転換、米粉用米・飼料用米の需要に応じた生産、米・麦・大豆等の流通の合理化を推進する。									
目標① 【達成すべき目標】		米の1人当たり消費量の減少傾向への歯止め、事前契約									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由 (及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
	基準 年度	基準 年度	目標 年度	目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		
ア 1人あたり米の消費量	53.6kg/人/年	30年度	50.0kg/人/年	12年度	52.5kg/人/年	52.0kg/人/年	51.7kg/人/年	51.3kg/人/年	51.0kg/人/年	F ↑ 一差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(6)③の「消費者・実需者の需要に応じた多様な米の安定供給」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 基本計画に掲げる食料消費の見通し米の1人当たり消費量50kgを設定した。目標年度及び目標値は食料・農業・農村基本計画に定められているが、年度ごとの目標値は定められていない。 なお、年度ごとの目標値の欄は、毎年度一定割合が減少するとして目安値を便宜的に記載している。
					50.7kg/人/年	51.5kg/人/年					
	把握の方法	出典：食料需給表（大臣官房政策課食料安全保障室）により把握 作成時期：調査年度の翌年度8月頃（調査年度とは調査の対象となる年度を示す） 算出方法：食料需給表の米の1人あたり供給純食料、年間1人あたり数量から記載									
達成度合いの判定方法	※達成度合（％）＝（当該年度実績値－当該年度の前年度実績値）/当該年度の前年度実績値×100 A（おおむね有効）：前年度の一人当たりの米の年間消費量の増減率と同等以上 B（有効性の向上が必要である）：前年度の一人当たりの米の消費量の増減率△1ポイントまで C（有効性に問題がある）：前年度の一人当たりの米の消費量の増減率△1ポイント未満										

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由 (及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)		
					年度ごとの実績値								
	基準 年度	目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度						
事前契約に係る指標 イ(令和3年度中に設 定)	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	【測定指標の選定理由】 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 ※ 令和3年度までの検討結果を踏まえ、令和3年度中に新たな指標を設定。		
	把握の方法		出典：－ 作成時期：－ 算出方法：－										
	達成度合いの 判定方法		－										

目標② 【達成すべき目標】		実需者の求める量に着実に応える									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由 (及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
	基準年度	目標年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度				
ア 小麦の生産量	764,900トン	30年度	1,080,000トン	12年度	810,167 トン	833,795 トン	858,113 トン	883,139 トン	908,896 トン	F↑－差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(6)③の「実需者の求める量に着実に応える」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 基本計画に掲げる小麦の生産努力目標108万トンを設定した。目標年度及び目標値は食料・農業・農村基本計画に定められているが、年度ごとの目標値は定められていない。 なお、年度ごとの目標値の欄は、毎年度一定割合が増加するとして目安値を便宜的に記載している。
					949,300 トン	1,097,0 00トン					
	把握の方法		出典：「作物統計」（麦類（子実用）の収穫量）（農林水産省統計部） 作成時期：調査年度の翌年度3月頃（調査年度は収穫年度を示す） 算出方法：麦類（子実用）の収穫量から記載								
達成度合いの判定方法		$\text{達成度合 (\%)} = (\text{当該年度実績値} - \text{基準値}) / (\text{当該年度目標値} - \text{基準値}) \times 100$ A' ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満									

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由 (及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
					年度ごとの実績値						
	基準 年度	目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度				
イ 大豆の生産量	211,300トン	30年度	340,000トン	12年度	228,733 トン	237,982 トン	247,605 トン	257,617 トン	268,034 トン	F↑－差	<p>【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(6)③の「実需者の求める量に着実に応える」に該当するアウトカム指標として設定。</p> <p>【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 基本計画に掲げる大豆の生産努力目標34万トンを設定した。目標年度及び目標値は食料・農業・農村基本計画に定められているが、年度ごとの目標値は定められていない。 なお、年度ごとの目標値の欄は、毎年度一定割合が増加するとして目安値を便宜的に記載している。</p>
					218,900 トン	246,500 トン					
	把握の方法	出典：「作物統計」（豆類（乾燥子実）及びそばの収穫量）（農林水産省統計部） 作成時期：調査年度の翌年度4月頃（調査年度は収穫年度を示す） 算出方法：豆類（乾燥子実）及びそばの収穫量から記載									
達成度合いの 判定方法	$\text{達成度合 (\%)} = (\text{当該年度実績値} - \text{基準値}) / (\text{当該年度目標値} - \text{基準値}) \times 100$ A' ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満										

目標③ 【達成すべき目標】		実需者の求める安定的な供給									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由 (及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
		基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		
ア 飼料用米・米粉用米 の生産量	454,216 トン (飼料用 米: 426,521 トン、 米粉用 米: 27,695 トン)	30年度	830,000 トン (飼料用 米: 700,000 トン、 米粉用 米: 130,000 トン)	12年度	509,683 トン (飼料用 米: 472,101 トン、米 粉用米: 37,582ト ン)	537,188 トン (飼料用 米: 494,891 トン、米 粉用米: 42,297ト ン)	565,389 トン (飼料用 米: 517,681 トン、米 粉用米: 47,708ト ン)	594,386 トン (飼料用 米: 540,471 トン、米 粉用米: 53,915ト ン)	624,298 トン (飼料用 米: 563,261 トン、米 粉用米: 61,037ト ン)	F↑一差	<p>【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(6)③の「実需者の求める安定的な供給」に該当するアウ トカム指標として設定。</p> <p>【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 飼料用米・米粉用米については、米穀の新用途への利用の促進に関する 法律に基づき、同じ新用途米穀として一体的に基本方針を定め、それに基 づく生産を推進していることから、基本計画に掲げる生産努力目標70万トン (飼料用米)及び13万トン(米粉用米)の合計値である83万トンを設定した。 当該項目については需要が減少傾向にある主食用米から麦、大豆、野菜、 果樹、輸出用米等への生産転換の見通しを踏まえて設定しているものの、政 策の実施に当たってはその時々国内外の需要に臨機応変に対応すること としているため、目標の評価に当たってもこの点を考慮する必要がある。 目標年度及び目標値は食料・農業・農村基本計画に定められているが、年 度ごとの目標値は定められていない。 なお、年度ごとの目標値の欄は、毎年度一定割合が増加するとして目安値 を便宜的に記載している。</p>
					413,893 トン (飼料用 米: 380,502 トン、米 粉用米: 33,391ト ン)	704,339 トン (飼料用 米: 662,724 トン、米 粉用米: 41,615ト ン)					
	把握の方法		出典：「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」の規定に基づく農業者等からの報告（農林水産省農産局企画課調べ） 作成時期：調査年度の翌年度7月頃(調査年度は収穫年度を示す) 算出方法：「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」の規定に基づく農業者等からの報告の飼料用米及び米粉用米の生産量から記載								
	達成度合いの 判定方法		達成度合(%) = (当該年度実績値 - 基準値) / (当該年度目標値 - 基準値) × 100 A' ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満								

目標④ 【達成すべき目標】		効率的・安定的に消費者まで届ける流通構造を確立									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標— 計算分類	測定指標の選定理由 (及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
	基準年度	目標年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度				
輸送効率に係る指標 ア (令和3年度中に設定)	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	【測定指標の選定理由】 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 ※ 令和3年度までの検討結果を踏まえ、令和3年度中に新たな指標を設定。
	把握の方法		出典： - 作成時期： - 算出方法： -								
	達成度合いの判定方法		-								

施策(4)		農業生産工程管理の推進と効果的な農作業安全対策の展開									
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】		農業生産工程管理の推進、農作業等安全対策の展開									
目標① 【達成すべき目標】		令和12年までにはほぼ全ての産地で国際水準GAPの実施									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由 (及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
	基準 年度	目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度				
ア 国際水準GAPを実施 する農業者数	0 経営体	元年度	240,000 経営体	12年度	22,000 経営体	44,000 経営体	66,000 経営体	88,000 経営体	110,000 経営体	S↑－差	<p>【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(6)④の「令和12年までにはほぼ全ての産地で国際水準GAPの実施」に該当するアウトカム指標として設定。</p> <p>【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 GAPの推進にあたっては東京2020大会までを第1期、大会終了後から2030年までの第2期として施策を進めているところ。第2期は「2030年までにはほぼ全ての産地で国際水準GAPが実施されること」を目標としていることから、「国際水準GAPを実施する農業者数」を目標として設定。 目標年度及び目標値は食料・農業・農村基本計画に「ほぼ全ての産地で国際水準GAPが実施」と定められているが、年度ごとの目標値は定められていない。 なお、年度ごとの目標値の欄は、基準値と直線で結んだ年度毎の目安値を便宜的に記載。</p>
					17,388 経営体	24,653 経営体					
把握の方法		出典：農林水産省農産局調べ 作成時期：調査年度の翌年度6月頃 算出方法：都道府県による指導等を受け国際水準GAPを実施する農業者数を集計									
達成度合いの 判定方法		達成度合(%) = (当該年度実績値－基準値) / (当該年度目標値－基準値) × 100 A' ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満									

目標② 【達成すべき目標】		農作業事故の防止対策を効果的に推進									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由 (及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
		基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		
ア 農作業事故による死亡者数	304人	30年度	185人	5年度	287人	253人	219人	185人	-	F↓－差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(6)④の「農作業事故の防止対策を効果的に推進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 平成29年の死亡者数304人を基準値 [※] とし、死亡事故が多く発生している農業機械作業に係る死亡者数(29年:211人)を令和4年に半減させるとともに、農業機械作業以外の死亡者数も減少させる目標を設定。 なお、「令和2年春の農作業安全確認運動の実施について(令和2年1月30日生産局長通知)」においても、農業機械作業に係る死亡者数の半減について目標を設定。 ※死亡者数は、翌々年の春頃(通常3月迄)に取りまとまる。このため、ある年度の死亡者数を翌年度の数値として取り扱っている。
					281人	270人					
	把握の方法		出展：「人口動態調査」(死亡票の集計)(厚生労働省) 作成時期：調査年の翌年度3月頃 算出方法：農林水産省が人口動態調査の死亡票及び死亡個票(電子データ)から取りまとめ。								
達成度合いの判定方法		$\text{達成度合}(\%) = (\text{当該年度実績値} - \text{基準値}) / (\text{当該年度目標値} - \text{基準値}) \times 100$ A' ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満									

施策(5)		良質かつ低廉な農業資材の供給や農産物の生産・流通・加工の合理化									
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】		農産物の生産・流通・加工の合理化に向けて農業者が自らの努力のみでは対応できない良質かつ低廉な農業資材の供給を推進									
目標① 【達成すべき目標】		良質かつ低廉な農業資材の供給と農産物流通・加工の合理化									
測定指標	基準値	目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由 (及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)	
		基準 年度	目標 年度	年度ごとの実績値							
担い手の米の生産コストにおける生産資 材費(農機具費、肥 料費、農業薬剤費) と労働費	6,497円 / 60kg(個 別経営) 6,491円 / 60kg(組 織法人経 営)	26年度	5,470円/ 60kg (個別経 営・組織 法人経営)	6年度	個別経 営: 5,881円 /60kg 組織法 人経営: 5,878円 /60kg	個別経 営: 5,778円 /60kg 組織法 人経営: 5,776円 /60kg	個別経 営: 5,675円 /60kg 組織法 人経営: 5,674円 /60kg	個別経 営: 5,573円 /60kg 組織法 人経営: 5,572円 /60kg	個別経 営: 5,470円 /60kg 組織法 人経営: 5,470円 /60kg	F ↓ 一差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(6)②の「良質かつ低廉な農業資材の供給と農産物流通・加工の合理化」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 基準値は、産業競争力会議実行実現点検会合(27年12月開催)における当該指標の初年度評価の比較対象となった平成26年度の担い手のコメの生産コストにおける生産資材費(農機具費、肥料費、農業薬剤費)と労働費を個別経営及び組織法人経営でそれぞれ設定。 目標値は、担い手のコメの生産コストのKPIのうち、生産資材費(農機具費、肥料費、農業薬剤費)と労働費の合計(5,470円/60kg)を設定。 目標年度及び目標値は日本再興戦略で定められているが、年度ごとの目標値は定められていないため、一定の割合で減少させた数値を目標として設定。
					把握の方法	出典：「農業経営統計調査」(農産物生産費統計)(農林水産省統計部) 作成時期：調査年の翌年度5月頃(調査年は収穫年を示す) 算出方法：上記調査のうち、米生産費(60kg当たり)の物財費のうち、農機具費、肥料費、農業薬剤費及び労働費を集計し算出					
達成度合いの 判定方法	達成度合(%) = (当該年度実績値－基準値) / (当該年度目標値－基準値) × 100 A' ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満										

政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			3年度 当初予算額 [百万円]	関連する 指標	政策手段の概要等	令和3年 度行政 事業レ ビュー 番号
	30年度 [百万円]	元年度 [百万円]	2年度 [百万円]				
(1) 食品安定供給施設整備資金(米穀新用途利用促進) (平成21年度) (主)	200 の内数	100 の内数	100 の内数	100 の内数	(3)-③-ア	米穀の新用途への利用の促進に関する法律の規定により農林水産大臣の認定を受けた生産製造連携事業計画に基づいて行う新用途米穀加工品の製造施設等の整備を図るのに必要な資金を(株)日本政策金融公庫から融通することによって、米粉・飼料用米の低コストの生産・流通システムの確立を促進する。 米粉・飼料用米の低コストの生産・流通システムの確立が図られることにより、米粉用米・飼料用米の消費喚起及び供給拡大に寄与する。	-
(2) 【TPP関連事業】 グローバル産地づくり緊急対策事業のうち緑茶輸出産地緊急対策 (平成30年度) (関連:3-②)	0 (0)	200 (27)	-	-	(2)-④-ア	緑茶の輸出拡大に向けて、輸出向け産地を育成するため、海外ニーズの高い茶の生産拡大に向けて必要な栽培技術・加工技術の導入、円滑に輸出が行えるよう、輸出相手国の残留農薬基準に対応していることを確認するため、輸出用茶葉の残留農薬の分析を支援する。 輸出向け産地を育成することにより、緑茶の輸出促進に寄与する。	-
(3) 果樹農業好循環形成総合対策事業 (平成28年度) (主)	5,783 (4,818)	202 (202)	-	-	(2)-②-ア	果樹農業の持続的発展を図るため、産地自らが策定した産地計画に基づき、目指すべき産地の実現に向けた優良品目・品種への転換、小規模園地整備、労働力の確保など前向きな取組を行う担い手や産地を支援することにより、優良果実の生産拡大等を図ることで、国産果実の需要の安定確保及び果樹経営の安定的発展に寄与する。	-
(4) 産地活性化総合対策事業 (平成22年度) (主)	3,392 の内数 (2,846 の内数)	2,003 の内数 (61 の内数)	-	-	(2)-①-ア (2)-①-イ (2)-②-ア (2)-③-ア (2)-④-ア (2)-④-イ	産地の活性化を図るため、「強み」のある産地形成、生産体制の高度化など、生産現場での多様な課題の解決に向けた取組を支援する。 新品種・新技術等を活用した産地形成等を図ることにより、国産農畜産物の競争力の強化に寄与する。	-
(5) 【TPP関連事業】 飼料生産基盤利活用促進緊急対策事業 (平成28年度) (主)	503 (443)	485 (435)	-	-	(1)-②-ア	自給飼料増産に向けて、草地の生産性向上を図るため、以下の取組を支援 ①従来の草地改良では防除の難しい難防除雑草の駆除及び駆除対策の活用・普及等の取組 また、飼料生産基盤を有効活用するため、以下の取組を支援 ②公共牧場の活用拡大と機能強化に係る取組 ③高品質な完全混合飼料(TMR)の安定供給に係る取組 これらの取組により、飼料作物の増産に寄与。	-
(6) 中国・北京国際園芸博覧会政府出展事業 (平成30年度) (主)	187 (187)	187 (186)	-	-	(2)-③-ア	花きの最大の輸出先である中国で平成31年4月から開催される北京国際園芸博覧会に政府出展することにより、花きの輸出拡大に寄与する。	-

(7)	国際養蚕委員会日本大会開催事業 (平成30年度) (主)	1 (0.8)	25 (25)	-	-	-	平成31年度の国際養蚕委員会日本大会の開催に当たり、必要な経費を支援する。これにより、需要の拡大を図り、国産農畜産物の供給拡大に寄与する。	-
(9)	【TPP関連事業】 グローバル産地づくり緊急対策事業のうち青果物グローバル産地緊急対策 (平成30年度) (関連:3-②)	0 (0)	200 (69)	-	-	-	国産農畜産物の輸出促進の取組を進めるために輸出課題に対応した産地の形成及び産地間の連携を支援する。 輸出課題に対応した産地の形成及び産地間の連携を推進することにより、青果物の輸出促進に寄与する。	-
(10)	【TPP関連事業】 農畜産物輸出拡大施設整備事業 (平成27年度) (関連:3-①、②)	7,863 の内数 (6,394 の内数)	7,943 の内数 (6,775 の内数)	3,982 の内数 (3,494 の内数)	-	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-①-ウ (1)-①-エ (2)-①-ア (2)-①-イ (2)-②-ア (2)-③-ア (2)-④-ア	-	0046
(11)	国際園芸博覧会政府出展委託事業 (令和2年度) (主)	-	-	150 (16)	227	-	-	0051
(12)	経営所得安定対策等推進事業 (平成25年度) (関連:3-⑥)	6,464 (6,382)	6,297 (6,229)	6,422 (6,347)	6,391	-	-	0131
(13)	経営所得安定対策 (平成25年度) (関連:3-⑥)	281,124 (177,267)	273,962 (224,874)	280,847 (206,096)	264,144	-	-	0132

(14)	野菜価格安定対策事業 (昭和41年度) (主)	2,115 (2,029)	3,000 (3,000)	10,897 (10,897)	6,600	(2)-①-ア (2)-①-イ	-	0159
(15)	協同農業普及事業 交付金 (昭和58年度) (主)	2,409 (2,409)	2,431 (2,431)	2,431 (2,431)	2,431	-	-	0160
(16)	独立行政法人家畜 改良センターの運営 に必要な経費 (平成13年度) (主)	7,205 (7,205)	6,861 (6,861)	7,392 (7,391)	8,243	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-①-ウ (1)-①-エ (1)-②-ア	-	0162
(17)	独立行政法人農畜 産業振興機構運営 費 (平成15年度) (主)	2,441 (2,441)	2,608 (2,608)	2,653 (2,653)	2,699	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-①-ウ (2)-①-ア (2)-①-イ	-	0164
(18)	強い農業づくり交付 金 (平成17年度) (主)	20,353 の内数 (16,756 の内数)	13,065 の内数 (12,394 の内数)	1,405 の内数 (1,386 の内数)	-	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-①-ウ (1)-①-エ (1)-①-オ (1)-②-ア (2)-①-ア (2)-①-イ (2)-②-ア (2)-③-ア (2)-④-ア (2)-④-イ (4)-①-ア (4)-②-ア	-	0165
(19)	鶏卵生産者経営安 定対策事業 (平成23年度) (主)	4,862 (4,862)	4,862 (4,315)	5,174 (5,170)	5,174	(1)-①-オ	-	0166

(20)	【TPP関連事業】 畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業 (平成27年度) (主)	59,533 (54,386)	62,507 (58,159)	64,044 (51,976)	-	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-①-ウ (1)-①-エ (1)-①-オ (1)-②-ア	-	0167
(21)	【TPP関連事業】 産地生産基盤パワーアップ事業 (平成27年度) (主)	53,083 (35,670)	27,475 (21,183)	24,888 (18,656)	-	(2)-①-ア (2)-①-イ (2)-②-ア (2)-③-ア (2)-④-ア (2)-④-イ (4)-②-ア	-	0168
(22)	【TPP関連事業】 加工施設再編等緊急対策事業 (平成27年度) (主)	2,500 (2,151)	2,401 (2,278)	1,284 (1,180)	-	(1)-①-ア (3)-②-ア	-	0169
(23)	【TPP関連事業】 外食産業等と連携した需要拡大対策事業 (平成27年度) (主)	399 (339)	200 (167)	200 (107)	-	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-①-ウ (1)-①-エ (1)-①-オ	-	0170
(24)	農業用ハウス強靱化緊急対策事業 (平成30年度) (主)	0.8 (0.7)	1,038 (582)	523 (460)	-	(2)-①-イ	-	0172

(25)	強い農業・担い手づくり総合支援交付金 (令和元年度) (主)	-	16,086 (9,139)	51,912 (35,196)	16,214	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-①-ウ (1)-①-エ (1)-①-オ (1)-②-ア (2)-①-ア (2)-①-イ (2)-②-ア (2)-③-ア (2)-④-ア (2)-④-イ (4)-②-ア	-	0173
(26)	持続的生産強化対策事業 (令和元年度) (主)	-	21,769 (19,773)	20,974 (17,894)	17,021	(1)-①-ア (2)-①-ア (2)-①-イ (2)-②-ア (2)-③-ア (2)-④-ア (2)-④-イ (4)-①-ア (4)-②-ア	-	0174
(27)	【TPP関連事業】 食肉流通再編・輸出 促進事業 (令和元年度) (主)	-	0 (0)	7,665 (26)	1,400	(1)-①-イ	-	0175
(28)	畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち 家畜能力等向上 強化推進 (令和元年度) (主)	-	352 (333)	334 (305)	334	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-①-ウ (1)-①-エ	-	0176
(29)	畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち 国産飼料資源生産 利用拡大対策 (令和元年度) (主)	-	440 (229)	177 (167)	157	(1)-②-ア	-	0177

(30)	畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち飼料生産利用体系高効率化対策 (令和元年度) (主)	-	150 (30)	93 (56)	147	(1)-②-ア	-	0178
(31)	畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち草地生産性向上対策 (令和元年度) (主)	-	247 (219)	158 (142)	163	(1)-②-ア	-	0179
(32)	畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち繁殖肥育一貫経営等育成支援 (令和元年度) (主)	-	145 (25)	105 (25)	36	(1)-①-イ	-	0180
(33)	花き産業成長・花き文化振興調査委託事業 (令和元年度) (主)	-	13 (13)	13 (7)	-	(2)-③-ア	-	0181
(34)	公共牧場活用和子牛等増産対策事業 (令和元年度) (主)	-	0 (0)	1,831 (479)	-	(1)-①-イ (1)-②-ア	-	0182
(35)	草地難防除雑草駆除技術等実証事業 (令和2年度) (主)	-	-	0 (0)	-	(1)-②-ア	-	0187

(36)	園芸産地における事業継続強化対策 (令和2年度) (主)	-	-	260 (0)	-	(2)-①-イ	-	0188
(37)	麦買入費(輸入飼料) (昭和28年度) (主)	48,654 (19,516)	46,911 (4,801)	42,621 (1,669)	28,405	(1)-②-ア	-	0189
(38)	甘味資源作物生産者等支援安定化対策 (昭和40年度) (主)	11,237 (10,652)	11,218 (11,176)	12,483 (12,111)	11,132	-	-	0190
(39)	水田活用の直接支払交付金 (平成25年度) (主)	305,904 (298,604)	295,425 (293,768)	305,000 (296,046)	305,000	(3)-②-ア (3)-②-イ (3)-③-ア	-	0191
(40)	米活用畜産物等ブランド化推進事業 (平成28年度) (主)	35 (28)	29 (23)	25 (18)	-	(3)-③-ア	-	0192
(41)	畑作構造転換事業 (平成29年度) (主)	2,892 (2,405)	2,939 (2,793)	3,048 (3,001)	-	-	-	0193
(42)	甘味資源作物・砂糖製造業緊急支援事業 (平成30年度) (主)	579 (514)	1,390 (916)	16 (14)	-	-	-	0194

(43)	甘味資源作物産地 生産性向上緊急支 援事業 (令和元年度) (主)	-	585 (482)	1,305 (1,013)	-	-	-	0195
(44)	新市場開拓に向けた 水田リノベーション事 業 (令和2年度) (主)	-	-	29,000 (翌年度 繰越)	-	(3)-②-ア (3)-②-イ	-	0196
(45)	麦・大豆収益性・生 産性向上プロジェクト (令和2年度) (主)	-	-	6,000 (21) (5,975翌 年度繰 越)	100	(3)-②-ア (3)-②-イ	-	0197
(46)	甘味資源作物生産 性向上緊急対策事 業 (令和2年度) (主)	-	-	439 (403)	-	-	-	0198
(47)	国立研究開発法人 農業・食品産業技術 総合研究機構農業 技術革新工学研究 センター農業機械化 促進業務に要する経 費 (平成15年度) (関連:3-⑪)	1,669 (1,669)	1,497 (1,497)	1,817 (1,817)	1,943	(4)-②-ア	-	0201
(48)	花き産業成長・花き 文化振興対策等委 託事業 (令和3年度) (主)	-	-	-	13	(2)-③-ア	-	新3-0003
(49)	公共牧場機能強化 等体制整備事業 (令和3年度) (主)	-	-	-	118	(1)-①-イ	-	新3-0017

(50)	畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち和牛の信頼確保対策 (令和3年度) (主)	-	-	-	50	(1)-①-イ	-	新3-0019
(51)	米需要創造推進事業 (令和3年度) (主)	-	-	-	23	(3)-①-ア	-	新3-0020
(52)	農業改良助長法 (昭和23年) (主)	-	-	-	-	-	効率的かつ安定的な農業経営の育成及び地域の特性に即した農業の振興を図ること等を目的として普及事業を実施する。 普及指導活動を通じ、農業経営体の育成、農業の振興を図ることにより、国産農畜産物の供給拡大に寄与する。	-
(53)	家畜商法 (昭和24年) (主)	-	-	-	-	(1)-①-イ	家畜商について、免許及び営業保証金の供託等の制度を実施する。 家畜商の業務の健全な発展及び公正な家畜取引の確保を図ることにより、牛肉等の生産量の確保に寄与する。	-
(54)	家畜改良増殖法 (昭和25年) (主)	-	-	-	-	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-①-ウ	家畜の改良増殖を計画的に行うための措置並びにこれに関連して必要な種畜の確保及び家畜の登録に関する制度、家畜人工授精及び家畜受精卵移植に関する措置を実施する。 畜産業振興の基礎となる家畜の改良増殖を促進することにより、国産畜産物の安定供給の確保に寄与する。	-
(55)	牧野法 (昭和25年) (主)	-	-	-	-	(1)-②-ア	牧野管理規程の作成・遵守により、牧野の適正な管理を図るとともに、牧野の荒廃を防止するための措置等を実施する。 国土の保全及び牧野利用の高度化を図ることにより、飼料自給率の向上を通じた国産畜産物の安定供給の確保に寄与する。	-
(56)	飼料需給安定法 (昭和27年) (主)	-	-	-	-	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-①-ウ (1)-①-エ (1)-①-オ (1)-②-ア	政府は毎年飼料需給計画を定め、これに基づき輸入飼料の買入れ、保管及び売渡しを実施する。 飼料の需給及び価格の安定を図ることにより、畜産の振興を通じた国産畜産物の安定供給の確保に寄与する。	-
(57)	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律 (昭和29年) (主)	-	-	-	-	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-②-ア	酪農及び肉用牛生産振興に資するため、 ・酪農及び肉用牛生産の近代化を総合的かつ計画的に推進するための措置 ・酪農適地に生乳の濃密生産団地を形成するための集約酪農地域の制度 ・上記に関連して生乳等の取引の公正、牛乳及び乳製品の消費の増進並びに肉用子牛の価格の安定及び牛肉の流通の合理化の措置を実施する。 本法に基づき、酪農及び肉用牛生産の健全な発達並びに農業経営の安定を図るとともに、牛乳・乳製品及び牛肉の安定的な供給確保等に寄与する。	-

(58) 家畜取引法 (昭和31年) (主)	-	-	-	-	(1)-①-イ	家畜市場を開設・運営しようとする者に対して最小限度の登録基準を設けるとともに、地域家畜市場の再編整備を促進するための整備地域の指定等を実施する。 公正な家畜取引及び適正な価格形成を確保し、家畜流通の円滑化を図ることにより、牛肉等の生産量の確保に寄与する。	-
(59) 養鶏振興法 (昭和35年) (主)	-	-	-	-	(1)-①-エ (1)-①-オ	優良な資質を備える鶏の普及及び養鶏経営の改善のための措置を実施する。 農家経済の安定を図ることにより、国産畜産物の安定供給の確保に寄与する。	-
(60) 果樹農業振興特別措置法 (昭和36年) (主)	-	-	-	-	(2)-②-ア	果樹農業の健全な発展に資するため、 ・果実の需給の動向に即応した計画的な果樹農業の振興 ・合理的な果樹園経営基盤の確立 ・果実の生産及び出荷の安定 ・果実の流通及び加工の合理化等の措置を実施する。 本法に基づき、令和2年4月に農林水産省が公表した果樹農業振興基本方針に沿って支援事業を措置し、消費者・実需者ニーズの高い優良果実の供給を拡大することにより、生産努力目標の達成に向けた国産果実の供給拡大及び消費拡大に寄与する。	-
(61) 畜産経営の安定に関する法律 (昭和36年) (主)	-	-	-	-	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-①-ウ	・肉用牛又は肉豚の標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に、(独)農畜産業振興機構が交付金を交付 ・取引条件が不利な加工原料乳向け(脱脂粉乳、バター、チーズ、生クリーム等向け)の生乳を対象として、(独)農畜産業振興機構が補給金等を交付 主要な家畜又は畜産物について、交付金若しくは補給金等の交付又は価格の安定に関する措置を講ずることにより、畜産及びその関連産業の健全な発展が促進され、目標である牛乳及び乳製品や牛肉等の生産量の確保に寄与する。	-
(62) 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律 (昭和40年) (主)	-	-	-	-	-	・輸入糖と国内産糖との価格調整を図るため、甘味資源作物及び国内産糖について交付金を交付する措置等を実施する。 ・輸入でん粉等と国内産いもでん粉との価格調整を図るため、でん粉原料用いも及び国内産いもでん粉について交付金を交付する措置等を実施する。 甘味資源作物生産者等の経営の安定化が図られることにより、国内産糖及び国内産いもでん粉の安定的な供給の確保に寄与する。	-
(63) 野菜生産出荷安定法 (昭和41年) (主)	-	-	-	-	(2)-①-ア (2)-①-イ	主要な野菜について、 ・一定の生産地域におけるその生産及び出荷の近代化を計画的に推進 ・その価格の著しい低落があった場合における生産者補給金の交付等を実施する。 価格低落による野菜農家の経営に及ぼす影響を緩和することにより、消費者への安定的な国産野菜の供給確保に寄与する。	-
(64) 肉用子牛生産安定等特別措置法 (昭和63年) (主)	-	-	-	-	(1)-①-イ	指定肉用子牛の平均売買価格が保証基準価格を下回った場合に、生産者に対し生産者補給金を交付するとともに、畜産の振興に資する施策を実施する。 肉用子牛生産の安定その他食肉に係る畜産の健全な発達を図ることにより、牛肉等の生産量の確保に寄与する。	-

(65)	米穀の新たな用途への利用の促進に関する法律 (平成21年) (主)	-	-	-	-	(3)-③-ア	<p>新用途米穀の生産者は、新用途米穀加工品(米粉・飼料用等)の製造事業者(必要に応じ米粉パン等の製造事業者や畜産農家等を含む。)と共同して、新用途米穀の生産から新用途米穀加工品の製造等までの一連の工程の総合的な改善を図る事業に関する計画(生産製造連携事業計画)を作成し、農林水産大臣の認定を受けることが可能としている。</p> <p>生産製造連携事業計画の認定により、新用途米穀の生産から加工品の製造等までの一連の工程の改善が促進され、米粉用米・飼料用米の消費喚起及び供給拡大に寄与する。</p>	-
(66)	お茶の振興に関する法律 (平成23年) (主)	-	-	-	-	(2)-④-ア	<p>①農林水産大臣による基本方針の策定 ②お茶の生産者の経営の安定、お茶の消費の拡大及びこれに資するお茶を活用した食育の推進 ③お茶の輸出の促進 ④お茶の伝統に関する知識等の普及等の措置を実施する。</p> <p>茶業及びお茶の文化の振興を図ることにより、茶業の健全な発展及び豊かで健康的な国民生活の実現に寄与する。</p>	-
(67)	花きの振興に関する法律 (平成26年) (主)	-	-	-	-	(2)-③-ア	<p>花き産業の健全な発展と心豊かな国民生活の実現に資するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・花きの生産者の経営の安定 ・花きの加工及び流通の高度化 ・花きの輸出の促進 ・公共施設及びまちづくりにおける花きの活用等の措置を実施する。 <p>本法に基づき、令和2年4月に農林水産省が策定した「花き産業及び花きの文化の振興に関する基本方針」に沿って支援事業を措置し、花きの需要の拡大及び生産量の拡大に寄与する。</p>	-
(68)	養豚農業振興法 (平成26年) (主)	-	-	-	-	(1)-①-ウ	<p>養豚農業の振興を図るため、基本方針の策定や養豚農家の経営の安定、国産由来飼料の利用増進、豚肉の生産の促進及び消費の拡大等の措置を講じ、養豚農業の健全な発展を図ることにより、豚肉の安定供給の確保に寄与する。</p>	-
(69)	農業競争力強化支援法 (平成29年) (関連3-⑥)	-	-	-	-	(5)-①-ア	<p>良質かつ低廉な農業資材の供給及び農産物流通等の合理化の実現を図ることが重要であることから、農業者による農業の競争力の許可の取組を支援し、農業及び農業生産関連事業の健全な発展に寄与することを目的とする。</p>	-
(70)	農業用軽油に係る軽油引取税の課税免除の特例措置 (昭和31年度) (主)	-	-	-	-	-	<p>農業機械等の動力源に使用する軽油について、軽油引取税の課税免除の措置を行う。</p> <p>軽油をできるだけ安い価格で安定的に供給し、農業者等の経営の安定を図ることにより、国産農畜産物の安定供給の確保に寄与する。</p>	-

<p>(71) 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例 (昭和42年度) (主)</p>	<p><26,517 > (<28,408 >)</p>	<p><26,517 > (<26,904 >)</p>	<p><26,517 > (< - >)</p>	<p>-</p>	<p>(1)-①-イ</p>	<p>農業を営む個人又は農地所有適格法人が飼育し、所定の方法で売却した肉用牛が、1頭100万円(交雑種は80万円、乳用種は50万円)未満又は高等登録牛であって、その頭数が1,500頭以内であるとき、その売却により生じた事業所得については、個人にあつては所得税及び住民税を免除し、農地所有適格法人にあつては損金の額に算入する。 これにより、肉用牛生産農家の経営の体質強化を図り、肉用牛経営の安定及び国産牛肉の安定的供給を図ることにより、牛肉の生産量の確保に寄与する。</p>	<p>-</p>
<p>(72) 農林漁業用A重油に係る石油石炭税の特例措置 (昭和53年度) (主)</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>ハウス栽培等で使用する農林漁業用A重油に対する輸入A重油に係る免税措置及び国産A重油に係る還付措置の特例措置を行う。 施設園芸農家の経営の安定化を図ることにより、農林水産物の安定的な供給確保に寄与する。</p>	<p>-</p>
<p>(73) 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除 (平成10年度) (主)</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>農業者等が機械等を取得した場合、取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除(資本金3千万円以下)の適用を認める。 新たな設備投資を促し、生産性の向上等を図ることにより、国産農畜産物の安定供給の確保に寄与する。</p>	<p>-</p>
<p>(74) 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除(商業・サービス業・農林水産業活性化税制) (平成25年度) (主)</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>青色申告書を提出する農業者等で、農業協同組合等から経営改善に関する指導及び助言を受けた者が、その指導及び助言を受けて行う店舗の改修等に伴い、建物附属設備又は器具・備品を取得した場合に、取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除が選択適用できる特例措置を行う。 農業者等が行う農畜産物の品質の向上や高付加価値化、生産コストの低減等に資する設備の導入・更新が促進されるとともに、事務負担の軽減、業務改善等に向けた設備やシステムの導入が図られ、消費税を円滑かつ適正に転嫁できる環境が整備されることで、農業者等の経営の安定化・活性化や国産農畜産物の安定供給の確保に寄与する。 なお、本税制は、適用期限(令和3年3月31日)をもって廃止された。</p>	<p>-</p>
<p>政策の予算額[百万円]</p>	<p>831,188</p>	<p>817,148</p>	<p>862,333</p>	<p>678,165</p>	<p>参照URL</p>	<p>https://www.maff.go.jp/j/budget/review/r3/m/03_bunva02.html グローバルマーケットの戦略的な開拓 https://www.maff.go.jp/j/budget/review/r3/m/03_bunva06.html 担い手の育成・確保等と農業経営の安定化 https://www.maff.go.jp/j/budget/review/r3/m/03_bunva09.html 需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化 https://www.maff.go.jp/j/budget/review/r3/m/03_bunva10.html 農業のデジタルトランスフォーメーションの推進</p>	
<p>政策の執行額[百万円]</p>	<p>659,975</p>	<p>698,148</p>	<p></p>	<p></p>		<p>https://www.maff.go.jp/j/budget/review/r3/m/03m.html 新たな価値の創出による需要の開拓 https://www.maff.go.jp/j/budget/review/r3/m/03m.html 需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化</p>	

移替え予算に係る政策手段一覧(参考)

政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			3年度 当初予算額 [百万円]	関連す る 指標	政策手段の概要等	令和3年 度行政 事業レ ビュー 事業番 号
	30年度 [百万円]	元年度 [百万円]	2年度 [百万円]				
(1) -	-	-	-	-	-	-	-

(注1)当該政策分野の主たる「法令」「予算」「税制」については、「政策手段」の欄に「主」と記載している。

それ以外の政策手段については、「関連」と記載するとともに関係する政策分野の番号を記載している。

(注2)「予算額計」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。

(注3)移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。